

別記様式（第2条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 29 年 3 月 27 日（月）午前 9 時 32 分～午前 9 時 52 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、教育部指導担当参事、議会事務局長、会計管理者  欠席者：なし  説明員：企画財務部企画政策課長、教育部図書館長
議 題	1 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について 2 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（案）について 3 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題 1：原案のとおり決定する。 議題 2：一部修正の上、決定する。 議題 3：特になし。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)  (発言者) ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について (企画財務部長説明)  庁議の前に開催された「平成 28 年度第 2 回まち・ひと・しごと創生本部」において決定いただいた、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改定について諮るものである。  内容は、武蔵村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標 1「まちの魅力を向上させ、新たな人の流れをつくる」で掲げている数値目標について、国から提供されている地域経済分析システム（RESAS）のデータ入替えが行われたことにより、数値目標の基準となる平成 26 年の数値を変更するものである。  (結 果) 原案のとおり決定する。  議題 2 武蔵村山市第三次子供読書活動推進計画（案）について (教育部長説明)  本計画の策定の趣旨及び策定経過について説明する。  平成 13 年 12 月に施行された「子ども読書活動の推進に関する法律」により、「市町村は、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定す

るよう努めなければならない」ということで、努力義務が課せられている。このため、本市では、平成19年2月に第一次となる「子ども読書活動推進計画」を策定し、その5年後の平成24年3月に、第二次となる「第二次子供読書活動推進計画」を策定し、施策を推進してきたところである。第二次計画について、平成28年度をもって計画期間が満了することから、平成29年度を初年度とする第三次の計画の策定を進めてきた。

策定経過については、庁内に課長職で構成する策定委員会及び主査職で構成する作業部会を設置し、検討を進めてきたほか、図書館協議会からも意見をいただき、計画の素案を取りまとめたところである。また、市民の意見をお聞きするため、平成29年2月1日から3月2日までパブリックコメントを実施したが、市民の方からの意見は特になかった。その後、3月17日開催の調整会議での指摘を踏まえて、庁議に諮るものである。資料に基づく内容は、図書館長から説明する。

#### (教育部図書館長説明)

本計画は、平成24年3月に策定した「第二次子供読書活動推進計画」が本年度までの計画期間となっていることから、第三次となる子供読書活動推進計画の策定を進めてきたものである。

資料の目次を御覧いただきたい。本計画は、第1章「第三次計画策定の基本的考え方」、第2章「これまでの取組と課題」、第3章「第三次計画の取組」、第4章「計画の推進と評価」となっており、巻末に「計画の取組一覧」及び資料を掲載している。

第二次計画からの変更点を中心に説明する。1ページを御覧いただきたい。「第1章 第三次計画策定の基本的な考え方」について、「計画策定の背景」として、第二次計画の策定からその後の取組状況を踏まえ、子どもたちへの読書の機会の提供や読書に親しめる環境づくりについて記載している。

「計画の目標」では、子どもが自主的に読書を行うことができるよう、3つの目標を掲げている。1として読書環境の整備、2として学校及び図書館の連携・協力による子供読書活動の推進、3として武蔵村山市第二次教育振興基本計画の読書関連の計画を踏まえて本計画を推進していく。

「計画の位置付け」及び「計画の期間」について、本計画は第四次長期総合計画後期基本計画、第二次教育振興基本計画、第四次生涯学習推進計画及び子ども・子育て支援事業計画に沿うものとしており、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間として策定するものである。

4ページを御覧いただきたい。「第2章 これまでの取組と課題」

である。本市の子どもと読書の現状と課題について、全体として、子どもの人口の推移、子供読書活動の関連施設及び課題を整理している。「施設ごとの現状」について、図書館での子どもへの貸出数は、平成 23 年度と平成 27 年度を比較すると減少しているが、平成 24 年度から小・中学校へ図書館交換便による図書等の運搬を開始したことから、団体貸出の利用は増加している。「資料の収集」では、電子書籍について検討したが、経費や資料が少ないことなどが課題となり、導入には至っていない。「資料相談・読書相談」については、学校図書館の充実とともに、相談件数が増加している。「行事」のおはなしの会の参加人数は横ばいの状況である。また、「ブックスタート事業」については、健康推進課の協力を得て実施しており、3 歳児健康診査の際は、おすすめ本のリストの配布や展示を行っている。「広報」については、図書館が所蔵している小学生向けの伝記や国語教科書に紹介された図書のリストを学校に配布している。「子供の職場体験」では、市内中学校の生徒を受け入れ、図書館の利用方法や本の探し方を紹介している。「障害児サービス・多文化サービス」では、特別支援学校への出前おはなしの会の実施や児童向け洋書の収集に努めている。

保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室では、保健相談センターで行われている 3 歳児健康診査時にブックスタート事業を実施している。

保育所・幼稚園では、幼児たちが絵本を借りる練習をすることもあり、このような体験が図書館の利用につながることを期待している。

小学校・中学校では、全校に学校司書が配置されてから、各校の学校図書館活用計画に基づく蔵書の充実や取組の結果、利用が増加している。「資料の管理」では、学校図書館における蔵書管理のシステム化について、導入までに相当な費用を要することが課題となり、導入には至っていない。また、学校図書館の「資料の収集」では、全校の蔵書数が国の蔵書基準を満たしており、読み聞かせもさかんに行われている。「ブックトーク」は一部の学校で行われているが、「アニメーション」は取組み方が検討されている。「朝読書」は、本に親しむ習慣や読書時間を確保することから、多くの小・中学校で実施されている。「資料相談・読書相談」も学校司書の配置により増加している。「図書の展示」では、各学校で話題のテーマを設定し、子どもたちに読書への関心を喚起している。また、「広報」では、保護者向けに学校図書館だよりを発行している。

児童館・学童クラブでは、子育て支援課により就学前の乳幼児及びその保護者を対象に、絵本の読み聞かせ事業を実施している。

市民会館・公民館・歴史民俗資料館及び歴史民俗資料館分館では、子ども向けの行事を実施しており、今後図書館と連携して本の紹介などを検討していく。

13 ページを御覧いただきたい。「第 3 章 第三次計画の取組」である。全体としては、前計画を引き継ぐものである。

「市民との協働」では、市民ボランティアとの協働により、おはなしの会などの充実にも努めるとともに、市民ボランティア・学校図書館・図書館の 3 者による「子供読書活動推進連絡会」を開催し、情報の共有化を図る。

「施設ごとの取組」について、図書館では「読書への動機付け」として、図書館総合情報システム入替時に各地の状況を調査し、その導入について検討する。「障害児サービス・多文化サービス」では、特別支援学校での「出前おはなしの会」の開催、布の絵本や洋書の収集に努める。

保健相談センター・保健相談センターお伊勢の森分室では、「ハグはぐ・むらやま」に絵本等を置き、妊婦の方や乳幼児が絵本に親しめるようにする。

小学校・中学校では、運営全般として、学校図書館活用協議会及び学校司書連絡会を開催し、研修や情報交換の場とする。読書の動機付けに効果があるとされる「ブックトーク・ビブリオバトル」では、ブックトークを推進するとともに、ビブリオバトルの実施について検討していく。

児童館・学童クラブでは、児童館で就学前の乳幼児及びその保護者を対象とした絵本の読み聞かせを引き続き行う。

26 ページを御覧いただきたい。「第 4 章 計画の推進と評価」である。関係各課がそれぞれの分野で、子どもの読書活動の推進に努めるとともに、本計画の各取組の所管課による点検・評価を行い、必要に応じて事業内容等の計画の見直しを行う。

29 ページから 34 ページまでに計画の取組を一覧にまとめている。また、37 ページ以降については、資料として、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会設置要綱」、「武蔵村山市子供読書活動推進計画策定委員会」委員及び作業部会員名簿、本計画策定経過を掲載している。説明は以上である。

(質 疑)

○ 11 ページの「ケ 広報」において、学校図書館だよりの発行が「年 1～2 回」となっているが、年 2 回であるので、訂正をお願いする。

● 訂正する。

